

令和5年3月29日

被保険者各位

住友ゴム工業健康保険組合

【お知らせ】任意継続被保険者「標準報酬月額」の取り扱いの変更について

2月27日に開催されました第227回組合会で、任意継続被保険者の保険料算定について退職時の標準報酬月額で徴収することが可決承認されましたので、お知らせします。

記

1.改正内容 任意継続被保険者の保険料算定は資格喪失時の標準報酬月額とする。

(従来) ① 資格喪失時の標準報酬月額
② 組合平均の標準報酬月額 } のいずれか低い額

2.施行日 令和5年4月1日

※令和5年3月31日までに任意継続被保険者の資格を取得された方は、従来通りの取り扱いとなります。

以上